

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の修正内容について

項 目	修 正 内 容
発電所敷地境界付近の放射線測定設備	発電所全体図に3号機を追加 モニタリングポスト7位置変更を追記
集合・退避場所	発電所全体図に3号機を追加
原災法第25条第2項に基づく報告経路	現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会（防災センター）に電話によるFAX着信確認を追加

（参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容）

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備および資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。